

## 令和7年第3回 新座市教育委員会 臨時会

## 会議録

招集期日	令和7年9月10日 午後0時30分			場所	市役所第二庁舎3階教育長室	
開閉日時 及び宣告者	令和7年9月10日 午後0時35分 開会			宣告者	金子 廣志	
	令和7年9月10日 午後0時50分 閉会			宣告者	金子 廣志	
教育長	金子 廣志					
委員	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	小泉 哲也	○	2	宮瀧 交二	-
	3	児玉 裕子	○			
出席職員	① 教育総務部長	-	② 教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	-	③ 教育総務課長	-
	④ 中央公民館長	-	⑤ 中央図書館長	-	⑥ 歴史民俗資料館長	-
	⑦ 学校教育部長	-	⑧ 学校教育部副部長兼教育支援課長	-	⑨ 学務課長	○
	⑩ 教育相談センター室長	-				
会議事件名	発言者	発言の要旨				
開会	教育長	令和7年第3回新座市教育委員会臨時会を開会する。 午後0時35分				
議案第22号	教育長	議案第22号「令和8年度当初新座市教職員人事異動の方針について」を学務課長から説明願う。				
	学務課長	本議案は、参考として添付した資料のとおり、令和7年8月20日付けで、埼玉県教育委員会より令和8年度当初教職員人事異動方針が示されたので、本市として、令和8年度当初新座市教職員人事異動の方針を決定するため上程するものである。				
		県の人事異動方針に昨年度と変更点はないが、別添資料令和7年8月27日付け通知のとおり、勧奨退職の取扱いにつきまして変更があった。この点を反映させ、本市の方針を作成した。具体的には、令和8年度当初新座市教職員人事異動方針、2 退職の(2)について、退職の勧奨は原則行わないことを明記したものである。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないため、退職を願い出した者の中で、45歳以上、勤続20年以上の者がいる場合には、柔軟に対応することとしている。				
教育長 各委員 教育長		なお、例年は人事異動方針とあわせて人事異動方針細部事項も示されているが、今年度は現時点での送付されていない。細部事項において、今年度より退職の勧奨は行なわないことが示される点の変更があるとの情報提供があった。正式には今後送付される人事異動方針細部事項に記載される。				
		議案第22号について、質疑はあるか。				
		承認				
		議案第22号は、承認する。				

議案第23号	教育長 教育長	議案第23号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動について」を審議することとする。本議案は人事案件につき非公開としてよいか。
	各委員 教育長	承認 では、非公開とする。 (非公開)
	教育長	議案第23号は、承認する。
閉会	教育長	これをもって、令和7年第3回新座市教育委員会臨時会を閉会する。 午後0時50分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記